

第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許後の変更について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

免許人は、無線局の目的、通信の相手方、**A** を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ **B** ならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。（注）

注 基幹放送をすることとすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

A

- 1** 通信事項若しくは無線設備の設置場所
- 2** 通信事項若しくは無線設備の設置場所
- 3** 通信事項、無線設備の設置場所、電波の型式、周波数若しくは空中線電力
- 4** 通信事項、無線設備の設置場所、電波の型式、周波数若しくは空中線電力

B

- 総務大臣の許可を受けなければ
- 総務大臣に届け出なければ
- 総務大臣に届け出なければ
- 総務大臣の許可を受けなければ

A-2 次の記述は、義務船舶局の無線設備の条件について述べたものである。無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、**A** を使用するものの空中線は、船舶のできる限り上部に設置されたものでなければならない。
- ② ①の無線電話は、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- ③ 義務船舶局に備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、**B** を送り、又は受けることができるものでなければならない。
- ④ 義務船舶局に備えなければならない **C** は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合はこの限りでない。
- ⑤ ②から④までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣が当該規定によることが困難又は不合理であると認めて別に告示する無線設備については、適用しない。

A

- 1** F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z 遭難通信
- 2** J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z 遭難通信及び航行の安全に関する通信
- 3** J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z 遭難通信
- 4** F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z 遭難通信及び航行の安全に関する通信

B

- 遭難通信
- 遭難通信及び航行の安全に関する通信
- 遭難通信
- 遭難通信及び航行の安全に関する通信

C

- 衛星非常用位置指示無線標識
- 衛星非常用位置指示無線標識
- 衛星非常用位置指示無線標識及び
捜索救助用レーダートランスポンダ
- 衛星非常用位置指示無線標識及び
捜索救助用レーダートランスポンダ

A-3 次に掲げる通信のうち、漁船の船舶局が免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる通信に該当しないものはどれか。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 気象の照会のために行う海岸局との間の通信
- 2 遭難通信、緊急通信又は安全通信
- 3 電気通信業務の通信
- 4 無線機器の試験又は調整をするために行う通信

A-4 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、**A** 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を **B** なければならない。ただし、**C** については、この限りでない。

A	B	C
1 重要無線通信を行う無線局	与えない機能を有するもので	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 重要無線通信を行う無線局	与えないように運用し	遭難通信
3 他の無線局	与えない機能を有するもので	遭難通信
4 他の無線局	与えないように運用し	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

A-5 船舶局及び海岸局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 2 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するためにその運用の停止を命ずることができる。
- 3 海岸局は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局については、この限りでない。
- 4 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

A-6 次の記述は、義務船舶局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第6条、第8条及び第8条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中 A、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。
- ② ①により機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を B しなければならない。
- ③ 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、C に、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。

A	B	C
1 毎週1回以上	免許人に報告	1年以内の期間ごと
2 每日1回以上	免許人に報告	6箇月以内の期間ごと
3 每日1回以上	船舶の責任者に通知	1年以内の期間ごと
4 每週1回以上	船舶の責任者に通知	6箇月以内の期間ごと

A-7 次の記述は、無線電話通信における通報の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第16条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線電話通信における通報の送信は、A 行わなければならない。
- ② 遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る①の送信速度は、B でなければならない。

A	B
1 語辞を区切り、かつ、明りょうに発音して	受信者が筆記できる程度のもの
2 できる限り簡潔に、かつ、確実に	原則として、1分間にについて50字を超えないもの
3 語辞を区切り、かつ、明りょうに発音して	原則として、1分間にについて50字を超えないもの
4 できる限り簡潔に、かつ、確実に	受信者が筆記できる程度のもの

A-8 海上移動業務の無線電話通信における電波を発射する前の措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第18条、第19条の2及び第39条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- 2 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、送信機を最良の動作状態に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- 3 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、送信機を最良の動作状態に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。
- 4 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、試験電波を発射し、他の無線局から停止の請求がないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。

A-9 海上移動業務の無線局におけるデジタル選択呼出通信（注）に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信に係るものと除く。

- 1 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあっては5秒以上4分半以内に、船舶局にあっては5分以内に応答するものとする。
- 2 応答の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、応答の際に送信する事項の「通報の周波数等」にその電波の周波数等では通報を受信することができない旨を明示するものとする。
- 3 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔をおいて2回送信することができる。
- 4 応答は、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
(1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号 (5) 通報の型式
(6) 通報の周波数等 (7) 終了信号

A-10 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における遭難通報の送信について述べたものである。無線局運用規則（第77条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難呼出しを行った無線局は、□A□、遭難通報を送信しなければならない。
- ② 遭難通報は、無線電話により次の(1)から(3)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。
 - (1) 「□B□」又は「遭難」
 - (2) 遭難した船舶又は航空機の□C□
 - (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の種類及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
- ③ ②の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表わすものとする。但し、著名な地理上の地点からの真方位及び海里で示す距離によって表すことができる。

A	B	C
1 できる限りすみやかにその遭難呼出しに続いて	ディストレス	所有者又は運行者
2 遭難呼出しに対する応答を受信した後すみやかに	メーデー	所有者又は運行者
3 遭難呼出しに対する応答を受信した後すみやかに	ディストレス	名称又は識別
4 できる限りすみやかにその遭難呼出しに続いて	メーデー	名称又は識別

A-11 次に掲げる無線局のうち、遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う無線局に該当するものはどれか。無線局運用規則（第83条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難船舶局
- 2 遭難通報を送信した無線局
- 3 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 4 遭難船舶局又は遭難通報を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局

A-12 次に掲げる事項のうち、免許人が電波法又は電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある命令又は制限に該当しないものはどれか。電波法（第76条第1項）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 期間を定めて行われる無線局の周波数又は空中線電力の制限
- 2 3月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の命令
- 3 期間を定めて行われる無線局の運用許容時間の制限
- 4 3月以内の期間を定めて行われる無線局の通信の相手方又は通信事項の制限

A-13 次に掲げる書類のうち、義務船舶局（国際航海に従事する船舶の船舶局を除く。）に備え付けておかなければならぬ書類に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許状
- 2 電波法及びこれに基づく命令の集録
- 3 無線従事者選解任届の写し
- 4 無線局の免許の申請書の添付書類の写し

A-14 次の記述は、無線局の検査結果の対応について述べたものである。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から □ A を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に □ B なければならない。

- | A | B |
|--------|-----------|
| 1 措置命令 | 報告し、検査を受け |
| 2 指示 | 報告し、検査を受け |
| 3 指示 | 報告し |
| 4 措置命令 | 報告し |

B-1 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第18条及び第19条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して □ア □において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務船舶局の免許の有効期間は、①にかかるわらず、無期限とする。
- ③ 海岸局の免許の有効期間は、□イ □とする。
- ④ ③の免許の有効期間は、同一の種別に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期に免許をした無線局に適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる無線局の免許の有効期間は、③にかかるわらず、当該一定の時期に免許を受けた当該種別の無線局に係る免許の有効期間の満了の日までの期間とする。
- ⑤ ③の無線局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 □ウ □を超えない期間において行わなければならない。（注）

注 無線局免許手続規則第18条（申請の期間）第1項ただし書及び同条第2項において別に定める場合を除く。

- ⑥ 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第1項各号の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(4)までに掲げる事項を指定して、□エ □を与える。

(1) 電波の型式及び周波数 (2) 識別信号 (3) □オ □ (4) 運用許容時間

1 5年を超えない範囲内	2 10年を超えない範囲内	3 5年	4 3年
5 3箇月以上6箇月	6 1箇月以上1年	7 無線局の予備免許	8 無線局の免許
9 実効輻射電力	10 空中線電力		

B-2 次に掲げる無線設備の操作（注）のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、第四級海上無線通信士が行うことのできる操作に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

注 モールス符号による通信操作及び国際通信のための通信操作並びに多重無線設備の技術操作を除く。

- ア 船舶局の空中線電力500ワット以下の狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う無線設備の操作
- イ 海岸局の空中線電力125ワット以下の無線電話の操作
- ウ 船舶局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
- エ 船舶局の空中線電力250ワット以下の無線電話の操作
- オ 電気通信業務を行うことを目的とする船舶地球局の無線設備の操作

B-3 海上移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第18条、第20条、第22条、第23条、第26条及び第58条の11）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- イ 応答は、「(1) 相手局の呼出名称 1回 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 1回」を順次送信して行うものとする。
- ウ 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
- エ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。
- オ 呼出しが、「(1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下」を順次送信して行うものとする。

B-4 次の記述は、遭難通信の定義及び遭難通信を受信したときによるべき措置について述べたものである。電波法（第52条及び第66条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 遭難通信とは、船舶又は航空機が □ア□ に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、□イ□、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため □ウ□ に対して通報する等総務省令で定めるところにより □エ□ に関し最善の措置をとらなければならない。
- ③ 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□オ□ を直ちに中止しなければならない。

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| 1 重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合 | 2 重大かつ急迫の危険に陥った場合 |
| 3 現に通信中の場合を除き | 4 他の一切の無線通信に優先して |
| 5 最も便宜な位置にある無線局 | 6 通信可能な範囲内にあるすべての無線局 |
| 7 遭難通信の宰領 | 8 救助の通信 |
| 9 遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射 | 10 すべての電波の発射 |

B-5 次に掲げる事項のうち、無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができないものに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 遭難警報又は遭難警報の中継の送信
イ 遭難呼出し又は遭難通報の送信
ウ 安全通報の告知の送信又は安全呼出し
エ 船位通報の送信
オ 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し

B-6 次に掲げる事項のうち、電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるときに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えると認めるととき。
イ 無線局の発射する電波の周波数の幅が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
ウ 無線局の発射する電波の周波数の偏差が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
エ 無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
オ 無線局の免許人が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。